　幸 手 市 建 設 工 事 等 指 名 停 止 措 置 業 者 一 覧 表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 業　　者　　名 | 所　在　地 | 指名停止期間 | 指名停止の理由 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  埼玉支店　埼玉東第一支社 | 埼玉県春日部市 | 令和６年１２月２４日～令和７年６月２３日 | 株式会社ＪＥＲＡを保険者とする損害保険他３件について、他の損害保険会社と共同して、見積り合わせにおいて各社が提示する保険料等に関して情報交換を行って調整するなど、独占禁止法第３条の規定に違反する行為を長期間にわたり行っていたとして、令和６年１０月３１日、公正取引委員会から排除措置命令を受けたため。（独占禁止法違反行為） |
| 新明和工業株式会社  産機システム事業部環境システム本部営業部  流体事業部営業本部関東支店  特装車事業部営業本部関東支店 | 東京都台東区  さいたま市北区 | 令和７年４月２５日～令和７年８月２４日 | 機械式駐車装置の設置工事に関し、連絡を取り合って供給予定者を決定し、それ以外の者は供給予定者が供給できるように協力する調整を行うなど、独占禁止法第３条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和７年３月２４日、公正取引委員会から排除措置命令を受けたため。（独占禁止法違反行為） |
| 丸和工業株式会社 | 埼玉県北本市 | 令和７年５月２９日～令和７年６月２８日 | 令和５年９月２日、茨城県猿島郡五霞町における倉庫・事務所増築工事において、労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じず、労働者が２階床面の開口部から転落し死亡する工事関係者事故を発生させた。  　この件につき、同社及び同社使用人は、令和６年１１月１２日、労働安全衛生法違反により古河簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。  　このことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。 |
| 山崎建設株式会社 | 埼玉県越谷市 | 令和７年５月２９日～令和７年６月２８日 | 令和７年３月２５日、埼玉県契約の工事現場ヤードにおいて、安全管理の措置が不適当であったために、バックホウのバケットをクレーンのユニックで積込みしていた際にアウトリガーを張り出していなかったために車両が傾き、並列して停車していた車両の間に一次下請け会社作業員の右腕が挟まり、骨折する事故が発生し、春日部労働基準監督署より令和７年４月９日付で是正勧告書及び指導票を受けたと認められるため。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 初雁興業株式会社 | 埼玉県川越市 | 令和７年５月２９日～令和７年６月２８日 | 令和７年４月９日、埼玉県発注の河川改修（水辺）工事において、護岸天端にて0.18m3のバックホウでコンクリートブロック18個（約690kg）をまとめて、専用の吊り具の狭搬機で吊り上げて旋回したところ、吊能力を超えていたため１次下請け会社職員はバックホウとともに転倒した。当該１次下請け会社職員は自力で護岸天端に上がってきたが、腕を負傷した。  　川越労働基準監督署より令和７年４月１５日付で是正勧告書及び指導票を受けた。  この事故について、当該事業者は、安全管理の措置が不適当であったことにより、関係者に負傷者を生じさせたと認められるため。 |
| 日興サービス株式会社 | 埼玉県戸田市 | 令和７年５月２９日～令和７年７月２８日 | 令和６年２月２７日、同社本社工場長は、同社所在の同工場の労働者の安全管理等を行うべきところ、必要な措置を講じなかったことにより、同社本社工場内において、同社社員の操縦するフォークリフトが横転し、当該社員が同フォークリフトに下敷きになり、死亡する事故が発生した。この事故につき、令和７年２月２５日、当該業者が労働安全衛生法違反によりさいたま簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。  このことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。 |